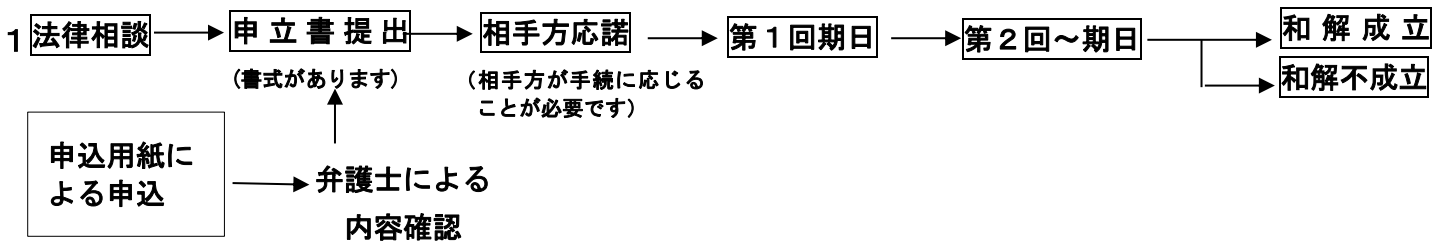


熊本県弁護士会ADRの紛争解決の流れと費用



※ 本手続は紛争の話し合いによる解決をめざすものですから、相手方に最初から話し合いに応じる意向がない場合には、その時点で手続を終了せざるを得ないことをご了承ください。

2 申立手数料は、無料です。

成立手数料として、下記の基準での金額を当事者折半でご負担頂きますが、災害ADRに該当すると判断される場合は、下記の基準により算定された成立手数料を3割程度減額します。

和解による解決金の額	成立手数料の算出基準
100万円以下	8%
100万円超～300万円以下	5%+ 3万円
300万円超～3000万円以下	1%+ 15万円
3000万円超	0.5%+ 30万円

(別途消費税が加算されます)

熊本県弁護士会 紛争解決センター 御中 (FAX: 096-325-0914)

災害ADR申立サポート申込用紙

(申込人の連絡先は、平日・日中に連絡可能な電話番号をご記入ください。)

申込人	氏名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
	住所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
相手方	氏名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
	住所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
紛争類型	<input type="checkbox"/> 雇用関係 <input type="checkbox"/> 借地借家 <input type="checkbox"/> 近隣問題 <input type="checkbox"/> 建物やマンションの修繕 <input type="checkbox"/> 損害賠償 <input type="checkbox"/> その他		